

計量証明書

令和2年3月2日



飯山陸送株式会社 様

測定施設 豊田工場(硝処分場)焼却設備(煙突測定孔)
 測定日 令和2年2月20日
 測定時刻 10:30 ~ 11:41
 測定者 中川智史
 発行番号 M202A130-001

環境検査計測事業部
 〒381-2283 長野市稻里一丁目5番地3
 TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
 計量証明事業所
 長野県知事登録 環境第37号
 環境計量士 石井 康裕



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	48	-	volppm	JIS K 0104
	酸素12%換算値	110	250		連続分析法(定電位電解方式)
塩化水素	測定値	30	-	mg/m³	JIS K 0107
	酸素12%換算値	67	700		イオンクロマトグラフ法

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

令和2年5月8日



飯山陸送株式会社 様

測定施設	豊田工場(硝処分場)焼却設備(煙突測定孔)
測定日	令和2年4月24日
測定時刻	9:20 ~ 12:57
測定者	森田教介 市岡孝一郎
発行番号	M204A130-001

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稻里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
ばいじん	測定値	0.00093 未満	-	g/m ³	JIS Z 8808
	酸素12%換算値	0.0019 未満	0.08		ろ過捕集による重量濃度測定方法
硫黄酸化物	濃度	10 未満	-	volppm	JIS K 0103
	排出量	0.41 未満	17 (K値=17.5)		イオンクロマトグラフ法
窒素酸化物	測定値	51	-	volppm	JIS K 0104
	酸素12%換算値	100	250		連続分析法(定電位電解方式)
塩化水素	測定値	120	-	mg/m ³	JIS K 0107
	酸素12%換算値	240	700		イオンクロマトグラフ法
全水銀	測定値	19	-	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	平成28年 環境省告示第94号 別紙2-1 及びJIS K 0222
	酸素12%換算値	40	50		湿式吸収-還元気化原子吸光分析法

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

令和2年6月12日



飯山陸送株式会社様

測定施設	豊田工場(硝処分場)焼却設備 (煙突測定孔)
測定日	令和2年6月9日
測定時刻	10:14 ~ 12:31
測定者	中川智史 森田教介
発行番号	M206A130-001

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稻里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	39	-	volppm	JIS K 0104
	酸素12%換算値	68	250		連続分析法(化学発光方式)
塩化水素	測定値	13	-	mg/m³	JIS K 0107
	酸素12%換算値	22	700		イオンクロマトグラフ法

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
- なお排出基準は大気汚染防止法第3条より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

令和2年9月4日



飯山陸送株式会社 様

測定施設	豊田工場(畳処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測定日	令和2年8月26日
測定時刻	9:59 ~ 13:22
測定者	特定物質計量センター 井上博貴 南澤修 若槻峻平
発行番号	M208A130-001

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稻里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所



長野県知事登録 環境第37号

環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	36	-	volppm	JIS K 0104
	酸素12%換算値	51	250		連続分析法(化学発光方式)
塩化水素	測定値	46	-	mg/m³	JIS K 0107
	酸素12%換算値	65	700		イオンクロマトグラフ法
全水銀	測定値	1.2	-	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	平成28年 環境省告示第94号 別紙2-1 及びJIS K 0222
	酸素12%換算値	1.7	50		湿式吸収-還元気化原子吸光分析法

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

令和2年11月13日



飯山陸送株式会社 様

測定施設 豊田工場(廃処分場)焼却設備(煙突測定孔)
 測定日 令和2年10月29日
 測定時刻 10:45 ~ 12:48
 測定者 中川智史
 発行番号 M20AA130-001

環境検査計量事業部
 〒381-2232 長野市稻里一丁目5番地3
 TEL(026)284-6134 FAX(026)284-6138
 計量証明事業所
 長野県知事登録 環境第37号
 環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
ばいじん	測定値	0.00093 未満	-	g/m ³	JIS Z 8808 ろ過捕集による重量濃度測定方法
	酸素12%換算値	0.0017 未満	0.08		
硫黄酸化物	濃度	10 未満	-	volppm	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
	排出量	0.37 未満	18 (K値=17.5)		
窒素酸化物	測定値	57	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(定電位電解方式)
	酸素12%換算値	100	250		
塩化水素	測定値	65	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	110	700		

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

令和2年12月24日

飯山陸送株式会社 様

測定施設	豊田工場(船外分場)焼却設備(煙突測定孔)
測定日	令和2年12月10日
測定時刻	10:22 ~ 12:40
測定者	中川智史 若槻峻平
発行番号	M20CA130-001

三ヤマ株式会社

環境検査計測事業部

〒381-2233 長野市稻里一丁目5番地3
TEL(026)284-6139 FAX(026)284-6139

計量証明事業所

長野県知事登録 環境第37号

環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	51	-	volppm	JIS K 0104
	酸素12%換算値	87	250		連続分析法(定電位電解方式)
塩化水素	測定値	51	-	mg/m³	JIS K 0107
	酸素12%換算値	86	700		イオンクロマトグラフ法
全水銀	測定値	3.0	-	μg/m³	平成28年 環境省告示第94号 別紙2-1 及びJIS K 0222
	酸素12%換算値	5.0	50		湿式吸収-還元気化原子吸光分析法

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。